



海外留学生との交流 ～上名浅山地区～

上名地区まちづくり協議会では、多文化共生の一環として地域住民と神村学園の海外留学生とともに、約120人で田植え・稲刈りを行いました。

主な内容



- 新年の挨拶、農業委員・推進委員担当地区分担表 2頁
- 遊休農地の解消、相続未登記農地の解消 3頁
- 市長・議長へ農業振興に関する意見書の提出、農地転用、..... 4、5頁
有害鳥獣被害防除対策
- 新規就農者の紹介、農地バンク、農業者年金、全国農業新聞 6頁

発行 いちき串木野市農業委員会

編集 いちき串木野市農業委員会広報委員会

〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地 TEL 0996 (21) 5118

いちき串木野市ホームページ <https://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、御家族お揃いでお健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より農業委員会活動につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて昨年は、夏場の猛暑続きで、農作物への高温障害と思われる被害が発生し、水稲では心白米などにより品質低下がみられたほか、玄米等にいた時の小米が多く歩留まりが低下するなどの影響が出ました。カンキツでも日焼け果が発生したり、例年になく蛾の発生により果実の吸汁被害が発生しました。また、子牛価格の低迷も続いています。一方で、為替の円安基調とも相まって、燃油を始め、家畜の飼料、肥料などの生産資材価格が高止まりするなど、農家経営は大変厳しい状況が続いています。新米が出回る直前の一時的なコメの需給逼迫からコメの価格が高騰し、消費者への影響も出ましたが、コメ農家では農家の高齢化に加えて生産資材や農業機械の価格高騰などから、再生産ができないということなどで、本市でもコメ作りをやめていく農家が増加しています。

農業・農村基本法と例えられる食料・農業・農村基本法が法律制定から



二十五年ぶりに改正され、食料安全保障の確保と食料の合理的な価格形成などが基本理念に位置付けられました。同法に基づく基本計画が策定されることになっていますが、農産物の価格については、持続的な食料供給が行われるよう、農家や消費者の双方が納得できる水準が求められていくこととなります。

そのような中、本市では、担い手農家は元より、担い手農家以外の多様な農業者の確保により農業生産活動が継続されることを通じて農地の維持・確保、遊休農地の解消・活用を図られることを目指しており、十五名の農業委員・農地利用最適化推進委員が一緒になって、農家の意向調査等を通して農地のマッチングを進めるなど、引き続き担い手等への農地集積、遊休農地の発生防止等に取り組んでまいります。

農業委員会は農地を守るだけでなく、農家の皆様の良き相談役として、一緒に本市の農業・農村を考えていきたいと思っておりますので、引き続き皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この一年が皆様にとりまして実り多き年となりますよう心からお祈り申し上げます。

令和七年 一月吉日

農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区分担表 (令和7年3月末までの体制)

担当地区	区分	氏 名 (所属公民館)	電話番号
1班 冠岳・生福 上名・大原 中央・本浦 照島	農業委員(班長)	川畑 千秋 (川 畑)	090-1197-8963 32-0966
	農業委員	西 美香 (下石野)	090-1165-2214 32-1830
	農業委員	野元 京子 (野 元)	090-3664-4352 32-3784
	農業委員	前田 浩二 (別 府)	090-8764-4857 33-2154
	推進委員	藤園 宗男 (大 藺)	090-3987-9810 32-5923
2班 羽島・荒川 野平・旭	農業委員(班長)	蓑手 幹夫 (寺 村)	090-7153-1893 32-6639
	農業委員	久木山 純広 (浅 山)	090-2715-5858 32-6548
	農業委員	古賀 久美子 (中尾町)	090-4358-3048 32-8462
	農業委員	外藺 健藏 (平 江)	090-7461-9035 32-0617
	推進委員	井手迫 正博 (芦ヶ野)	090-4348-2704 32-6081
3班 川南・川北 湊・湊町 川上	農業委員(班長)	樋ノ口 正信 (寺 迫)	090-5731-8506 36-3260
	農業委員	池田 善之 (木場迫)	090-1971-8877 36-3053
	農業委員	木場 由美子 (崎 野)	090-7479-2254 36-3004
	農業委員	西村 四男 (寺 迫)	090-4982-4410 36-2357
	推進委員	永井 美治 (中井原)	080-7730-3425 26-0170

農業・農地に関するご相談は農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください

・農業委員、推進委員が一緒になって、担い手への農地利用の集積・集約化といった農地利用の最適化に取り組んでいます。推進委員は、この農地利用の最適化推進の中心的な役割を担います。

遊休農地の解消に向けて

農地利用状況調査を行いました

遊休農地の実態把握・解消及び農地の違反転用防止のために、今年も7月から8月にかけて市内全域の農地を対象に「農地利用状況調査」を実施しました。



調査する農業委員等

農地の管理についてのお願い

農地が管理されずに放置されていると、雑草等が生い茂り、バッタやヤスデ等の害虫発生などにより隣接地に迷惑をかけることになります。また、ゴミや残土を不法投棄されたり、枯草等が燃えて火事になったりすると大変危険ですので、所有者（又は管理者）は、定期的に草刈りをするなど適切な管理をお願いします。

相続未登記農地の解消について

農地の相続手続きはお済みですか？

農地の所有者が亡くなると、相続する方の名義にするために相続登記が必要となります。相続登記がされていないと、その農地について売買や貸し借りをしようとしても契約が締結できない場合があります。また、未登記のまま長期間放置すると相続関係が複雑になってしまい、手続きをしようとしても時間や費用がかさむことになってしまいますので、相続登記は早めに済ませましょう。

相続等により農地を取得した場合の届け出について

相続等（相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得）により農地を取得する場合は農地法第3条許可は不要ですが、その農地がある農業委員会に届け出る必要があります。届け出は、農地の所有者が亡くなったことを知った時点からおおむね10か月以内に行ってください。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則があります。

相続登記申請の義務化について（令和6年4月1日から）

相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割協議で不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。なお、令和6年3月31日以前に相続が開始している場合は、令和9年3月31日までに相続登記を申請しなければなりません。これらにおいて、正当な理由なく申請をしなかったときは、過料の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。詳しくは、法務省民事局のホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html）をご覧ください。



詳しくは左の二次元コードをスキャン又は「法務省所有者不明」で検索！

また、ご自身で相続登記の申請をご希望の方は、登記手続について予約制でご案内していますので、鹿児島地方法務局川内支局（☎0996-23-6381）までお電話ください。

相続土地国庫帰属制度について（令和5年4月27日から）

相続土地国庫帰属制度は、相続した土地について、利用する予定がない、管理が必要だが負担が大きいといった事情により、それらの土地が放置され将来的に所有者不明土地となることを予防するために創設された、相続した土地を国に引き渡す制度です。ただし、帰属できる土地は一定の要件を満たしている必要があり、審査手数料や10年分の土地管理費相当額を納付する必要があります。詳しくは法務省民事局のホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html）をご覧ください。鹿児島地方法務局（☎099-219-2114）までお尋ねください。

市長・議長へ農業振興に関する意見書を提出しました



市長へ提出（副市長代理受領）



議長へ提出

いちき串木野市農業委員会では、昨年(令和6年)の11月27日、市長と議長に農業振興に関する意見書を提出しました。

「農業委員会等に関する法律」に基づき行うもので、本市の農業振興施策に反映していただくことを目的としています。意見書の内容については、以下のとおりです。

農業振興に関する意見書

1. 遊休農地の解消対策の取組について

高齢化等による農業従事者が減少する中、高土手の法面、隣接する河川の土手法面等の畦畔草刈りの管理作業が困難になり維持管理がされずに遊休農地が発生して、年々雑草や雑木、竹が繁茂し有害鳥獣の棲み処になり、利活用が困難な農地が増加しています。

また、燃料等をはじめとする資材物価の高騰によって、保全管理活動にかかる費用が膨らんでいきます。

これらのことを踏まえて、以下のような取組を実施していただきたい。

- ① 雑草・雑木の伐採や圃場の整地などに係る機械借上げ等の経費に対する助成制度を創設して、担い手農家や定年帰農者等に農地管理を継承させる条件を整備すること。
- ② 農家への貸借誘導が困難と思われる市街地の遊休農地の草刈りについては、シルバー人材センターの充実強化を図るほか、民間業者の活用を促進して住民苦情・要望に対応できる体制を充実強化すること。
- ③ 多面的機能支払交付金事業の交付単価を引き上げるとともに、河川堤防の法面除草についても対象となるよう国・県への働きかけをすること。
- ④ 荒廃農地を防ぐ取組の事例として、本市では定年帰農者の応援を得て、適期に管理作業を依頼している団地活動や、地権者にも一定の負担を求めて団地の協定者の共同作業によって保全管理活動をしている事例があるので、これらを参考に、他の団地でも取組を指導すること。

2. 多様な農業者への支援について

近年の燃料、肥料などの生産資材の価格高騰の影響は農業経営をますます圧迫しており、農業団体と連携した価格高騰対策が引き続き必要です。

また、安定的に農業経営を維持することが農業従事者確保への第一歩であり、次世代の担い手として新規就農者、親元後継者の確保・育成や定年帰農者、兼業農家への支援が必要です。特に、初期投資としての機械類の購入やレンタルには経済的負担が大きいので支援が必要です。

また、高齢化や労働力不足を補うための農業のロボット化が進むのは必至であり、スマート農業への支援が必要です。

これらのことを踏まえて、以下のような取組を実施していただきたい。

- ① 燃料・肥料・飼料などの生産資材に対する助成対策を引き続き講じること。
- ② 農業従事者への農業機械の機械購入・レンタルに対する助成制度を創設すること。
- ③ スマート農業普及のための研修・視察を開催するとともに、技術導入の際の助成対策を講じること。
- ④ 親元就農者に対する経営開始資金の要件の見直しについて国・県への働きかけをすること。

3. 有害鳥獣の駆除と被害防除対策について

本市では、イノシシ・シカへの対応は、生産組織や大型農家では電柵事業の導入により一定の成果が見られますが、山間地や住宅地では農地の面積も狭く農地が離れ離れになっており、電柵事業が導入できない状況です。有害鳥獣も近年住宅地に出没、被害が出ており、既存の対応策では限界にきていると思われるので、県内外の優良事例を参考にした新たな取組が必要になっています。

また、猟友会も会員の高齢化・減少が進み、駆除活動にも支障が出ており、会員の増加に向けた取組が必要です。

これらのことを踏まえて、以下のような取組を実施していただきたい。

- ① 電柵導入事業については、一般の農業者についても認定農業者等と同様に一人受益でも助成対象とすること。
- ② 猟友会と地域住民の連携強化を図って、集落ぐるみの取組を進めること。
- ③ 近年カラスの被害也多発していることから、効果的な防除方法を広く啓発すること。
- ④ 男女を問わず猟友会の新規会員を増やすため、狩猟免許に係る試験手数料、狩猟者の登録料、免許の更新料に対して助成措置を講じるとともに、会員の駆除活動に係る餌代、燃料費等の経費に対して支援をすること。

農地転用には農地法の許可が必要

▶ 農地を耕作以外の目的で使用する場合（農地転用）は事前に農地法の許可が必要です。

- 住宅を建てる（庭にする場合も含む） ● 駐車場にする
- 太陽光発電施設を設置する ● 資材置場にするなど

※ 自らの耕作・養畜のための農業用倉庫等（200㎡未満に限る）を建てる場合、転用許可は不要ですが届出が必要です。

※ 農地の場所によっては、転用許可ができない場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

※ 農地法の許可を受けずに無断で転用した場合、農地法違反となり3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金という罰則が適用されることがあります。



有害鳥獣被害防除対策について

有害鳥獣（イノシシ・シカ・サル・カラス等）の被害を受け、猟友会に駆除の相談をされたい場合は、市役所農政課（電話 0996-21-5121）までご連絡ください。

▶ 令和6年度の有害鳥獣駆除数（令和6年11月末現在）

種 類	捕獲頭数	種 類	捕獲頭羽数
イノシシ（成獣）	1227 頭	サル（成獣）	0 頭
イノシシ（幼獣）	112 頭	タヌキ	73 頭
シカ（成獣）	569 頭	アナグマ	291 頭
シカ（幼獣）	1 頭	カラス類	13 羽

新規就農者の紹介



自己
紹介

生駒 剛
薩摩川内市出身
3年前にいちき串木野市で新規就農。主に羽島地区 1.5ha
の農地でバレイショを栽培

就農の
きっかけ

農業者人口の減少や高齢化、食料自給率の低下などから農業に可能性を感じ就農しました。

今後の
目標

現在の生産規模を維持しながら、地域の皆様に喜んで食べて頂けるように頑張りたいです。羽島地区で育てた赤土バレイショは他産地に負けないおいしさがありますので県内外にPRしていきます。

農地の貸し借りは農地バンクにおまかせ

＜活用しましょう！農地中間管理事業＞

1. 平成 26 年度から始まった、農地の貸し借りの方法です。
2. 機構（農地バンク）が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
3. 賃借料は機構（農地バンク）が徴収・支払を行います。
4. 農地は契約期間終了後、必ず所有者に返還されます。（更新も可能です。）

【お問合せ】 □公益財団法人 鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構・農地バンク）

〒 892-0821 鹿児島市名山町 4 番 3 号

☎ (099) 223-0223

□いちき串木野市農政課農林係

〒 899-2192 いちき串木野市湊町 1 丁目 1 番地

☎ (0996) 21-5121

□いちき串木野市農業委員会

〒 899-2192 いちき串木野市湊町 1 丁目 1 番地

☎ (0996) 21-5118

農業者年金に加入しませんか

＜農業者年金は積み立てた保険料＋運用益を自分の年金として受給＞

＜老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です！ 6つのポイント！！＞

1. 年間 60 日以上農業に従事し、20 ～ 60 歳未満の国民年金に加入されている方は、誰でも加入できます。
2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
3. 税制面で大きな優遇措置があります。
4. 少子高齢化時代に強い年金で、年金資産は安全性を重視して運用しています。
(制度発足から 22 年間の運用利回りの平均は、年率 3.05%です。)
5. 終身年金です。80 歳までにお亡くなりになった場合は、死亡一時金があります。
6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいようにまとめられていますので、是非購読してみてください。全国農業新聞を購読するには、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員（2 頁参照）、農業委員会事務局までお申し込みください。（月 4 回金曜日発行・購読料：月額 700 円 [送料・消費税込]）